

平成29年度 第2回小田原市いじめ防止対策調査会

日時：平成30年2月16日（金）

午後3時50分から

場所：三の丸小学校 ふれあいホール

次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) いじめ予防のための取組について (資料1)

(2) 小田原市のいじめの認知件数等について (資料2)

3. 報告事項

(1) 小田原市いじめ防止基本方針の改定について

(資料3-1、3-2、3-3)

4. その他

3. 閉 会

小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿

任期（平成 29 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日）

選出区分	氏名	備 考
社会福祉士	芦田 正博	ソーシャルワークオフィス テディ
臨床心理士	小倉 直子	小田原短期大学保育学科
学識経験者	嶋崎 政男	神田外語大学外国語学部
弁護士	田代 宰	春水法律事務所
医師	横田 俊一郎	横田小児科医院

平成29年度 第2回小田原市いじめ防止対策調査会 席次

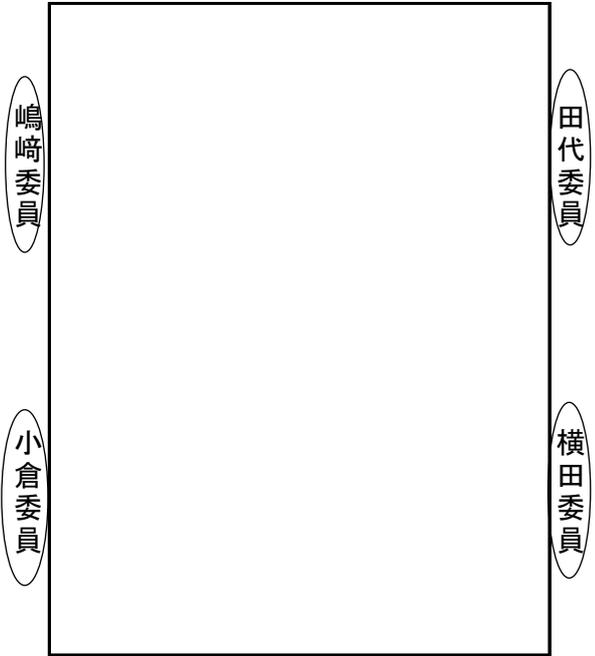
三の丸小学校 2階 ふれあいホール

傍聴席
(10名)

【書記】
高瀬
係長

【書記】
室伏
主査

受付



飯田 教育総務課長	内田 教育部長	栢沼 教育長	友部 副部長
--------------	------------	-----------	-----------

小学校長会 三の丸小 長澤校長	中学校長会 白山中 西村校長	菴原 教育指導課長	高田 指導・相談担当課長
-----------------------	----------------------	--------------	-----------------

		瀬戸 指導主事	松澤 指導主事
--	--	------------	------------

年齢	題名	作者	出版社	出版年	キーワード	おすすめ
0歳～	ぎゅつ	ジェズ オールバラ	徳間書店	2000	愛される	☆☆☆
1歳～	ちびごりらのちびちび	ポーンスタイン			愛される	☆☆☆
	うさこちゃんとたれみみくん	ディック・ブルーナ ／まつおかきょうこ	福音館	2008	いじめ、あだな、からかい、理解、友達、声を上げ	☆☆☆
小学生	あの子	ひぐちともこ	エルくらぶ	2000	いじめ、うわさ	☆☆☆
	いきのびる魔法 -いじめられている君へ-	西原理恵子	小学館	2013	いじめ、高校生、学校、戦場、	☆☆☆
	しらんぷり	梅田俊作／梅田佳子	ポプラ社	1997	いじめ、弱者、連鎖、友達	☆☆☆
	わたしのいもうと	松谷みよ子／味戸ケイコ	偕成社	1987	いじめ、不登校、死、	☆☆☆
	ちっちゃなサリーはみていたよ -ひとりでもゆうきをだせたなら	ジャスティン・ロバーツ／クリスチャン・ロビンソン／中井はるの	岩崎書店	2015	いじめ、見て見ぬふり、声を上げる、友達、クラス、虐待	☆☆☆
5歳～	せいめいのれきし	バージニア・リー・パートン	岩波書店	1964	命、つながり	☆☆☆
5歳～	ぼくのおじいちゃんのおじいちゃんのおじいちゃん	長谷川義史	BL出版	2000	命、つながり、ユーモア	☆☆☆
5歳～	つくる	谷川俊太郎／福田岩緒	復刊ドットコム	2015	命、文化、創造力、戦争、つながり	☆☆☆
	ちがうねん	ジョン・グラッセン／長谷川義史	クレヨンハウス	2012	うそ、盗み	☆☆☆
	ことばのかたち	おーなり由子	講談社	2013	ことば、傷つく、届ける	☆☆☆
5歳～	りんごかもしれない	ヨシタケシンスケ			様々な価値観	☆☆☆
4歳～	ねえ、どれがいい？	ジョン・バーニンガム／まつかわまゆ	評論社	1997	様々な価値観、ユーモア	☆☆☆
5歳～	3びきのかわいいオオカミ	ユージートリビザス			様々な価値観、ユーモア	☆☆☆
	デイビッドがっこうへいく	デイビッド・シャノン／小川仁央	評論社	2001	叱られる、怒る、教師、	☆☆☆
	だめよ、デイビッド！	デイビッド・シャノン／小川仁央	評論社	2001	叱られる、怒る、母、愛される	☆☆☆
	おこる	中川ひろたか／長谷川義史	金の星社	2008	叱られる、怒る、ひとりぼっち、友達、なかなかお	☆☆☆
4歳～	おこだでませんように				叱られる、発達障害、自己肯定感、教師	☆☆☆
	おこりんぼママ	ユッタ・パウアー／小森香折	小学館	2000	叱られる、母、バラバラ	☆☆☆
	茶色の朝	フランク・パヴロフ／ヴァインセント・ギャロ／高橋哲哉／藤本一勇	大月書店	2003	思考停止、考えること、声を上げる、戦争、差別、ホロコースト	☆☆☆
5歳～	たいせつなきみ	マックス・ルケード	フォレストブックス	198	自己評価、自己肯定感、欠点、聖書	☆☆☆
3歳～	ザザのちいさいおとうと	ルーシー・カズンズ			下の子が生まれた、役割	☆☆☆
	ふしぎなともだち	たじまゆきひこ	くもん出版	2014	自閉症、学校、仕事、働く、友達、パニック、教師	☆☆☆
	ヘンテコリン	東田直樹	エスコアール	2008	自閉症、仲間外れ、いじめ、自分らしさ、自己肯定	☆☆☆
	ひとりひとりの人 僕が撮った精神科病棟	大西暢夫	精神看護出版	2004	写真、精神病、精神病棟、個性、理解	☆☆☆
	さがしています	アーサー・ピナード／岡倉禎志	童心社	2012	写真、ヒロシマ、	☆☆☆
5歳～	とべないホテル				障害	☆☆☆
	算数の天才なのに計算ができない男の子のはなし	パーバラ・エシャム／マイク&カール・ゴードン／品川裕	岩崎書店	2013	障害(LD)、いじめ、からかい、教師、計算、数学	☆☆☆
	ありがとう、フォルカーせんせい	パトリシア・ポラッコ／香咲弥須子	岩崎書店	2001	障害(LD)、いじめ、教師、文字	☆☆☆
5歳～	さっちゃんのまほうのて	たばたせいいち／先天性四肢障害児父母の会	偕成社	1985	障害(肢体)、いじめ、けんか、友達、障害児保育、	☆☆☆
	ろってちゃん	ディック・ブルーナ／まつおかきょうこ	福音館	2016	障害(肢体)、車いす、仲間、友達、理解	☆☆☆

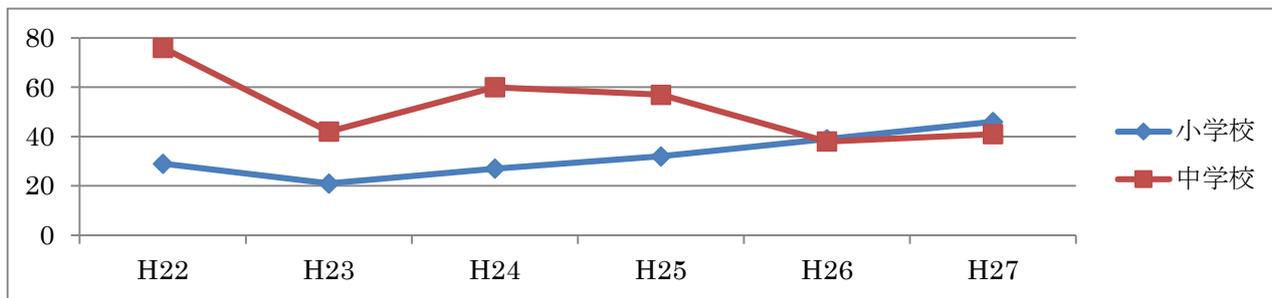
	耳の間こえないメジャー リーガー ウィリアム・ホイ	ナンシー・チャーニン / ジェズ・ツヤ/ 齊藤洋	光村教育 図書	2016	障害(聴覚)、野球、ユニ バーサルデザイン	☆☆☆
	わたしいややねん	吉村敬子/松下香 住	偕成社	1980	障害、車いす、バリアフ リー、理解、偏見	☆☆☆
	どんなかんじかなあ	中山千夏/和田誠	自由国民 社	2005	障害、震災、友達、相手の 立場に立ってみる、理解、 自己肯定感、様々な価値	☆☆☆
	となりのしげちゃん	星川ひろ子	小学館	1999	障害、ダウン症、写真、保 育園、障害児保育、仲間	☆☆☆
	音のない川	サラ・パーテルス/ キャサリン・ヒュー イット/松井たかえ	BL出版	1994	障害、聴覚、手話、自分ら しさ、音	☆☆☆
	はせがわくんきらいや	長谷川集平	復刊ドット コム	2003	障害、友達、仲間、ヒ素ミ ルク、	☆☆☆
	ぼくたちのコンニャク先生	星川ひろ子	小学館	1996	障害、脳性まひ、保育園、	☆☆☆
	あなたへ2 ひとりぼっち	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ3 うれしい	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ4 あなたがすき	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ5 しあわせ	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ7 たんじょうび	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ8 たいせつなあ なた	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ10 ゆうき	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ11 てがみをくだ さい	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ12 あこがれ	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ13 たいせつなと き	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ14 おんなのこだ から	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ15 だいすきなあ なたへ	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店		スウェーデン、	☆☆☆
	あなたへ6 わたしのせい じゃない ーせきにんにつ	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店	1996	スウェーデン、いじめ、友 達、責任、戦争	☆☆☆
	あなたへ9 じぶん	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店	1997	スウェーデン、自分、心	☆☆☆
	あなたへ1 ともだち	レイフ・クリスチャン ソン/にもんじまさ	岩崎書店	1995	スウェーデン、友達、友 情、様々な価値観、	☆☆☆
	てん	ピーター・レイノル ズ/谷川俊太郎	あすなろ書 房	2004	図画、表現、個性、教師	☆☆☆
	わたしの「やめて」	自由と平和のため の京大有志の会声 明書【こども語訳】 /塚本やすし	朝日新聞 出版	2015	戦争、声を上げる	☆☆☆
	戦争で死んだ兵士のこと	小泉吉宏	メディア ファクトリー	2001	戦争、兵士、命、人生	☆☆☆
	戦争のつくりかた	りぼん・ぷろじえくと	マガジンハ ウス	2004	戦争、平和、命、大人	☆☆☆
5歳～	地球を掘る	川端誠			想像力、国際	☆☆☆
	そんなときなんていう？	S. ジョスリン/M. センダック/たにか わしゅんたろう	岩波子ども の本	1979	想像力、礼儀作法	☆☆☆
	いつもちこくのおとこのこ ージョン・パトリック・ノー マン・ヘネシー	ジョン・バーニンガ ム/たにかわしゅ んたろう	あかね書 房	1988	遅刻、叱られる、想像力、 教師	☆☆☆
	こわいことなんかあらへん	福井達雨/馬嶋克 美	偕成社	1981	知的障害、理解、偏見、仲 間	☆☆☆
	ようちえんいやや	長谷川義史	童心社	2012	登壇拒否	☆☆☆
	あのときすきになったよ	薫くみこ/飯野和	教育画劇	1998	友達、おしっこ、失敗	☆☆☆
	かないくん	谷川俊太郎/松本 大洋	ほほにち の絵本	2014	友達、死	☆☆☆

	むねがちくちく	長谷川集平	童心社	2015	友達、女子、すれちがい、けんか、なかなおり	☆☆☆
4歳～	けんかのきもち	柴田愛子／伊藤秀男	ポプラ社	2001	友達、男子、けんか、なかなおり、学童	☆☆☆
4歳～	なかなおり				なかなおり	☆☆☆
	ほんとうのことをいってもいいの？	パトリシア・C・マキ サック／ジゼル・ポ ター／ふくもとゆき	BL出版	2002	発達障害(アスペル ガー)、女子、空気を 読む、友達、なかな おり	☆☆☆
	6さいのきみへ	佐々木正美／佐竹 美保	小学館	2011	発達障害、就学、愛 される	☆☆☆
4歳～	まっくらネリノ				人と違う	☆☆☆
	かっくん どうしてボクだけ しかくいの？	クリスチャン・メル ベユ／ジョス・ゴフ イン／乙武洋匡	講談社	2001	人と違う、特技	☆
3歳～	わたしとあそんで	エツソ			ひとりの時間	☆☆☆
5歳～	おおきな木がほしい				ひとりの時間	☆☆☆
	せかいにパーレただひとり	シーズゴール／ウ ンガーマン／やま のべいすず	偕成社	1978	ひとりぼっち、自由 と不自由	☆
2歳～	うんちっち	ステファニー・ブレ イク／ふしみみさを	PHP	2005	マイペース	☆☆☆
3歳～	ぼくはあるいたまっすぐまっ すぐ	林明子			マイペース	☆☆☆
	どんどんどん	片山健	文研出版	1984	マイペース、子ども	☆☆☆
4歳～	はちうえはぼくにまかせて				マイペース、自分の好きな	☆☆☆
	ウェズレーの国	ポール・フライシ ュマン／ケビン・ホ ークス／千葉茂樹	あすなる書 房	1999	マイペース、得意分野、発 達障害、友達、学校、マイ ワールド	☆☆☆
5歳～	ストライプ たいへん！しま もようになっちゃった	デヴィット・シャ ノン／清水奈緒子	らんか社	1999	マイペース、自分の好きな 事	☆☆☆
						☆☆☆
						☆☆☆
						☆☆☆
						☆☆☆
						☆☆☆

小田原市のいじめの認知件数等について

① いじめの認知件数

(教育指導課調べ)



	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
小学校	2 9	2 1	2 7	3 2	4 0	4 6
中学校	7 6	4 2	6 0	5 7	3 9	4 1
計	1 0 5	6 3	8 7	8 9	7 9	8 7

※文部科学省は、平成27年度よりいじめの認知件数の多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている。」と極めて肯定的に評価したことから、認知件数が増加した。

(平成27年8月17日 文部科学省 児童生徒課長通知より)

② いじめの態様

単位：件（複数回答）

校種・年度 態 様	小学校						中学校					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H22	H23	H24	H25	H26	H27
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	10	17	16	21	27	31	46	25	24	34	17	22
仲間はずれ、集団による無視をされる	7	6	7	8	7	10	14	2	4	11	4	4
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	3	3	2	9	6	5	11	4	9	1	5	11
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	0	1	0	1	1	0	4	2	8	5	6	3
金品をたかられる	0	1	0	0	0	0	1	1	2	5	0	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	0	2	1	2	0	1	7	4	12	5	4	3
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする	0	3	0	1	5	5	5	3	1	1	2	3
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる	0	0	1	3	2	2	6	5	3	7	3	5
その他	9	0	2	2	2	2	2	3	1	0	1	1

小田原市いじめ防止基本方針の改定について

1 経緯

小田原市では、平成26年12月『小田原市いじめ防止基本方針』を策定した。今般、法の施行から4年が経過し、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』が改定されたことから、その内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとした。

2 改定のポイント

- (1) **いじめの理解の促進** (P 4, 5, 12)
 - ・ けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ・ 「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。
 - ・ いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。
- (2) **学校の組織的対応の強化** (P 9, 10, 13, 19, 20)
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となることを明確化する。
 - ・ いじめ防止の取組を学校評価の項目に位置づけ取組の改善に努める。
 - ・ いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。
- (3) **教職員がいじめ防止に取り組める環境の整備** (P 7, 8)
 - ・ 教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図る。
- (4) **児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底** (P 10)
 - ・ 学校として特に配慮が必要な児童・生徒について、該当児童・生徒への適切な支援や保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。
- (5) **家庭・地域との連携強化** (P 13)
 - ・ いじめに係る情報や対策について、家庭への情報提供の充実に努めるとともに、学校運営協議会や学校評議員会などを通じて、学校から地域に対して情報提供を行う。
- (6) **重大事態への対応強化** (P 14, 16)
 - ・ 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
 - ・ 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

3 改定に向けての日程

平成29年	12月	「小田原市いじめ防止基本方針」改定素案作成
	12月15日(金)	～平成30年1月15日(月)意見公募
平成30年	2月9日(金)	小田原市いじめ問題対策連絡会
	3月19日(月)	教育委員会定例会(報告)
	4月中旬	厚生文教常任委員会(報告)

小田原市いじめ防止基本方針の改定素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市いじめ防止基本方針（改定素案）
政策等の案の公表の日	平成29年12月15日（金）
意見提出期間	平成29年12月15日（金）から平成30年1月15日（月）まで（郵送の場合は、当日消印有効）
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	4件（2人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	1人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、反映したもの	0
B	意見の趣旨が、既に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	4
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

(1) 小田原市いじめ防止基本方針の内容に関すること (4件)

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	<p>幼少期より他の子に配慮した会話の仕方ができるようになってほしいと願っています。そのためにも想定しないカテゴリーの方を排除しないような異文化や他世代が交流できる場を幼少期にもつ重要性を再度考え直してほしいです。</p>	C	<p>P 3 ご指摘のとおり、いじめの未然防止に向けては、4 (1) 5つ目の○にあるように、幼児期の教育についても重要であると捉えています。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>実効性のあるいじめ対策チームにするための研修 事件が発生する度に、担任や顧問教諭が一人で抱え込み、他の教職員が保護者と情報を共有する事無く、子供のSOSに対応できずにきた事が判明します。また、担任や顧問教諭の対応のまずさも指摘されます。教師個人にも、対策チームにも、いじめに対する正しい知識、児童生徒に理解が無ければ、いじめを止められないだけでは無く、かえって問題をこじらせ、子供を傷つけます。</p> <p>①年間最低でも3時間程度のいじめに特化した教員研修を義務付けて下さい。対策チームメンバーには、専門性を高めるために最低でも、10時間程度の研修を義務付けて下さい。国や自治体は、その為の環境整備 (人材・資金・時間確保) をして下さい。NPOも活用して下さい。</p> <p>②事実調査は、日常的ないじめの発見や生徒指導には欠かせない物です。第三者委員会における事実調査のノウハウを確立し、学校内のいじめ対策チームと共有して下さい。</p>	C	<p>P 8 教職員の研修については、(2) いじめの早期発見のための措置の4つ目の○に挙げていますが、ご指摘のとおり、教職員が、児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることは重要であると捉えています。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>③事実（実態）に即した実効性のあるいじめ対策をする為には、過去の事例に学ぶ事が大切です。</p> <p>④被害者・遺族の話聞く機会や、事例検討、第三者委員会作成の調査報告書を研修に活かして下さい。</p>		
3	<p>隠蔽が出来ないシステムづくり 過去の事例に学び、これ以上、隠蔽が出来ないシステムづくりをしてください。</p> <p>①事案発生直後の全校生徒と全教職員アンケートの実施</p> <p>②いじめが疑われる自殺事案で、直後の児童生徒へのアンケート調査が事実調査に極めて有効である事は、大津事件をはじめとする多くの事例で既に実証されています。</p> <p>③繰り返し要望してきた事実が上がってくるような内容のアンケート調査を事案発生後出来るだけ日以内に無記名もしくは記名選択式で確実に実施してください。 (原文のまま記載)</p> <p>④被害者、遺族との情報の共有と意見の尊重</p> <p>⑤隠蔽を阻止し、被害者・遺族の尊厳を守る為にも、学校や教育委員会が持つ情報を被害者・遺族と共有して下さい。調査方法についても、この問題に誰より切実な思いを抱き、厳しい審査の目を持つ、被害者・遺族の意見を積極的に取り入れて下さい。</p> <p>⑥衆議院・参議院の付帯決議に書かれていることこそが、被害者・遺族にとっては、最も重要です。拘束力を持つ条文に、是非、入れて下さい。</p>	C	<p>P 1 4 重大事態への対処につきましては、14ページにありますように、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適正に対応します。ご指摘のとおり、アンケートの実施方法や、被害者や遺族との情報共有や意見の尊重については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

4	<p>いじめ自殺などの重大事態発生後に第三者調査委員会を立ち上げる場合の初動調査の重要性</p> <p>第三者による調査委員会を機能させ、真実に近付くために何より大切なのは、重大事案発生直後（自殺や事件事故の発生後可能であれば3日以内）に、学校が行う初動の調査です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その初動調査内容が、今後立ち上がる第三者委員会の調査活動の基本となるため、必要不可欠だからです。 ・我が子の身に起きた事実は親に知る権利があるにも関わらず、調査から分かった事実を、個人情報保護を盾に家族に伝えず、隠蔽してしまう学校がたいへん多いからです。 	C	<p>P 1 4</p> <p>重大事態発生時の対応については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適正に対応します。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
---	---	---	---

No	意見内容	市の考え方
1	全体を通して ①「等」と「など」が混在しているが、使い分けに意味がありますか。 ②「子ども」「児童・生徒」が混在しているが、使い分けに意味がありますか。 ③「また」と「又」の使い分けに意味がありますか。	①・②は、県の学校いじめ防止基本方針を反映しています。 ③は、「また、」は平仮名、「又は」は漢字表記をしています。
2	P3 (1)1つ目の○3行目「思いやる力」について 「思いやる」と言えば「心」や「気持ち」だと思います。あえて「力」とした意味がよくわかりません。思いやりに起因した気持ちや実践といった総体を意味しているのだとは思いますが、一般には「思いやる」ことを力とはしないのではないのでしょうか。	県の学校いじめ防止基本方針を反映しています。
3	P5 8行目「観察」について ここでは、「子どもを…観察する」のではなく、「子どもの状況や動向を把握する」べきではないのでしょうか。	県の学校いじめ防止基本方針を反映しています。
4	P7 (1)2つ目、3つ目の○「…努めます」について 学校が行うべき内容であるので、文末は「支援します」といったような書き方がよいように思います。	市が実施する施策・措置として掲げており、市は、研修会等の開催など、学校における教育活動が充実するよう努めていきます。
5	P11 (3)3つ目の○ 「小さな変化」には、「児童・生徒が発する小さなサイン」を追加してほしいです。いじめの兆候として捉えるべき内容には、児童・生徒が教職員や大人に気付いてほしいという願いから、なんとか勇気を振る起こして発したサインもあります。そうしたことに気付く感度を上げることが大切だと思います。	ご意見を踏まえ、「児童・生徒の小さな変化やサイン」に修正します。
6	P12 (4)2つ目の○ 「解決」を「解消」にしたほうがよいのではないのでしょうか。	ご意見のとおり、「解消」に修正します。
7	P12 (4)4つ目の○「児童・生徒との対話を深めること」について さらに「周辺の児童・生徒を含めた」や「学級の…」といったように当事者だけではなく第三者的な児童・生徒を巻き込んだ対話によって、いじめの再発防止に取り組む必要があるのではないのでしょうか。	県の学校いじめ防止基本方針を反映しています。

8	<p>P12 (4)7つ目の○「双方の学校と市教育委員会の間」について</p> <p>市をまたいで的事案についてはどうなるのでしょうか。そう考えると、「双方の学校と(双方の)教育委員会としたほうがよいのではないのでしょうか。この表現だと、市をまたいで的事案について、学校と小田原市教委行く委員会と捉えます。もし、「教育委員会間で…」という意味ならば、市だけではなく、町教育委員会も考えられますので、表記は「市教育委員会」ではなく「教育委員会」とするのが妥当と考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、「双方の学校と教育委員会」に修正します。</p>
9	<p>P12 (4)9つ目の○「インターネット上のいじめ」について</p> <p>この措置は誰が行うのでしょうか。「関係機関と連携して対応」でないと、学校だけでは対応できないと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、学校は関係機関と連携しながら対応します。</p>
10	<p>P13 (4)1つ目の○「いじめを受けた児童・生徒…」について</p> <p>この時点では、事実関係は児童・生徒ではなく、双方の保護者に伝えるだけでよいのではないのでしょうか。それとも児童・生徒には最終的な確認をするという意味なのでしょうか。</p>	<p>児童生徒に対する事実関係の確認や、保護者への連絡は速やかに行い、適切に対応することが大切であると考えます。</p>
11	<p>P22 (2)「精神科医」について</p> <p>前掲(P21)の調査会の構成員については、あえて「精神科医」を「医師」としているのですが、再調査会では「精神科医」がそのまま構成員となっています。再調査では、医師ではなく精神科医が妥当と考えているのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
12	<p>全体をとおして</p> <p>市のいじめ防止基本方針なのに、市の学校教育関係のみの基本方針になっている気がします。タイトルを「小田原市学校教育いじめ防止基本方針」のようにして、市の方針は別に策定するのでもよいかと思えます。</p>	<p>本基本方針は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や県の「神奈川県いじめ防止基本方針」の内容を反映させ策定しています。</p>
13	<p>P21 3(2)の1行目</p> <p>「調査会」とあるが、「本調査会」の方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、「本調査会」に修正します。</p>
14	<p>全体をとおして</p> <p>同じような内容が繰り返されているような気がする。もう少しシンプル、またはコンパクトになると分かりやすいと思う。</p>	<p>本基本方針は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や県の「神奈川県いじめ防止基本方針」の内容を反映させ策定しています。</p>

15	P2 1いじめの定義について 「該当児童等が在籍する学校に在籍している等」は不要なのではないか。	本基本方針は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や県の「神奈川県いじめ防止基本方針」の内容を反映させ策定しています。
16	P3 (1)2つ目の○ 「子どもたちが自分の存在が認められていること、大切にされていること…」については、もっとぴったりくる内容があるような気がする。	県の学校いじめ防止基本方針を反映しています。
17	P3 (1)5つ目の○ 誰が取り組むのか分からない。「家庭」は取り組まないのか。	ご指摘のとおり、幼児期の教育についても、家庭を含む子どもに関わる全ての大人が取り組むべきものと考えます。
18	P4 (2)2つ目の○ 「見えない所」の「所」は場所ではないので、「ところ」の方がしっくりくるのではないか。	県の学校いじめ防止基本方針を反映しています。
19	P5 *2、*3 P7 (1)9つ目の○ P8 *6、*7 P9 *9、*10 文末の常体、敬体が混在しています。統一すべきではないでしょうか。	ご意見のとおり、文末を常体から敬体に修正します。
20	P10 (1)3つ目の○ 5行目 「あらかじめ」は、P16の2行目が「予め」となっているため、統一したほうがよい。	ご意見のとおり、「予め」に修正します。
21	P10 (1)3つ目の○ 9行目 「つながります」は、「つなげます」なのではないか。	県の学校いじめ防止基本方針を反映しています。
22	P11 1つ目の○ スクールボランティアの、異学年、異校種の交流が、なぜ未然防止につながるのか、前半に明記があってもよい。	P10(2) 1つ目の○、2つ目の○、6つ目の○などに表記されているように、様々な人との関わりを通して、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みます。

23	P11 *12 スクールボランティアの解説に「時間」は要らないのでないか。	「小田原市学校教育振興基本計画」の用語解説に基づいています。
24	P11 *13 「アンケート調査や教育相談において…教職員は理解しなければなりません。」とあるが、理解するだけでなく、具体的な行動も明記してはどうか。	P11(3)の5つの項目に、理解するための具体が表記されています。
25	P12 (4)8つ目の○ 「取組みます」は「取り組みます」なのではないか。	ご意見のとおり、「取り組みます」に修正します。
26	P14 1①(例)の1つ目 「自殺」とあるが、「自死」ではどうか。	本基本方針は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や県の「神奈川県いじめ防止基本方針」の内容を反映させ策定しています。

小田原市いじめ防止基本方針 (素案)

小田原市

(平成29年12月改定素案)

小田原市いじめ防止基本方針

<目 次>

はじめに	-----	1
I 基本的な考え方	-----	2
1 いじめの定義		
2 いじめに対する基本認識		
3 いじめ対策の基本理念		
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめの早期対応・早期解決		
(4) <u>いじめの解消</u>		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
II 基本的施策・措置	-----	7
1 市が実施する施策・措置		
(1) いじめの未然防止のための措置		
(2) いじめの早期発見のための措置		
(3) <u>いじめに対する</u> の早期解決のための措置		
(4) 家庭・関係機関・地域との連携		
(5) <u>学校評価における留意事項</u>		
(6) その他		
2 学校が実施する措置		
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定		
(2) いじめの未然防止のための措置		
(3) いじめの早期発見のための措置		
(4) <u>いじめに対する</u> の早期解決のための措置		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
(8) <u>学校評価における留意事項</u>		

Ⅲ 重大事態への対処 ----- 14

1 いじめの重大事態

2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生への報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

Ⅳ いじめ防止等を推進する体制 ----- 19

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定した『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。」と宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。この約束では「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」等を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子どもの健全育成を推進しています。

また、第5次総合計画では、「いのちを大切にする小田原」をまちづくりの目標に掲げ、平成23年2月には小田原市人権施策推進指針を策定し、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

そして、これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を進めてきています。

今回、小田原市では、平成26年12月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえた『小田原市いじめ防止基本方針』（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

今般、法の施行から4年が経過し、国の『いじめ防止等のための基本的な方針』（以下「国の基本方針」という。）や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という。）が改定されたことから、その内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとしました。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべて全ての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃よりから多くの大人が目子どもを見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現をめざし、未来を担う子どもが地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子どもと大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子どもがいじ

めを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。

- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組みます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子どもたちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育むことが大切です。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に向け適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識等を伝え、**て、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、**「いのちを大切にす
- る心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる**力**気持ち」を育むことが重要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、**大切に**必要とされていることを意識できることが**重要**大切です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれあう機会を充実させるとともに、大人は子どもの育ちに関心を持ち、支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子どもたち一人ひとりに、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相

手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取り組むことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性*1 に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め子どもからの相談に真摯に対応することが重要です。
- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子どもをいじめから守り、子どものいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

*1 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることのないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。

(4) いじめの解消

- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する*2 こともあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態*3と判断とすることはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

*2 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

*3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) **家庭との連携**

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切に作る心」や「他者を思いやる気持ち」を育むために連携して取り組むことが重要です。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに子どもに寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

(7) 地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子どもたちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、国が策定した「いじめ防止国~~の~~基本方針」及び神奈川県が策定した「神奈川県のいじめ防止基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

1 市が実施する施策・措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項、法第 21 条関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導を行うとともに、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり~~*4~~」を推進します。
- 人間の生命がかけがえのないものであることを伝え、いのちを大切に作る心や、他人を思いやる心を育むため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努めます。
- あらゆる偏見や差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、学校における人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「インターネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、学校や家庭に対し、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童会・生徒会活動でのいじめ防止啓発や、異学年交流の活性化等、各学校における児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援します。
- いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子どもに関わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。

~~*4~~ 未来へつながる学校づくり：「幼保・小・中一体教育」と「地域一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

(2) **いじめの早期発見のための措置**（法第 16 条、法第 18 条、法第 21 条関係）

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー*5、スクールソーシャルワーカー*6、ハートカウンセラーの学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 教職員が、いじめを始めとする児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

*5 スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置する臨床心理士等。

*6 スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、該当児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

ハートカウンセラー：児童や保護者の心の悩みの相談相手として、市が小学校に派遣する相談員

(3) **いじめに対する の早期解決のための措置**（法第 18 条、法第 23 条、法第 24 条、法第 26 条、法第 27 条関係）

- 市教育委員会は、学校からいじめ (いじめの疑いがあるものを含む) の報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応じて指導・助言を行います。
- 市教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも各学校と情報を共有し対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校警察連携制度*7 を活用したり、県警少年相談・保護センターへ相談したりする等、関係機関と連携して対応にあたります。また、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム」を派遣したり、県教育委員会の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。また、出席停止とした場合であっても児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深めることができるよう支援します。

*7 学校警察連携制度：児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例において、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断された場合、学校・家庭・警察が連携して指導・支援するための制度。平成 23 年 10 月 11 日から運用 を開始している。

(4) 家庭・関係機関・地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業*8 や地域総ぐるみで子どもを見守り育てるスクールコミュニティ*9 を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取り組む体制づくりを推進します。
- 児童・生徒の規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」*10 の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となって児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域にある自治会、民生委員、児童委員等諸機関との連携を進める取組を行います。
- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

*8 学校支援地域本部事業：地域全体で学校活動全体を支援するため、学校と地域の連携を図ろうとする取組で、学校を支援するボランティア活動を組織的なものにするこゝで、より効果的に学校の支援を図ろうとする取組。

*9 スクールコミュニティ：地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという考えのもとに行われる事業で、PTA や子ども会、自治会等地域の活動情報を集約し情報誌を発信する「地域の子ども活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」がある。

*10 おだわらっ子の約束：市民の方々から寄せられた標語をもとに、子どもたちに身につけてほしいしつけや生活規範を 10 の項目にまとめたもの。平成 19 年 1 月制定した。

(5) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

(6) その他（法第 10 条、法第 34 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡会」にて年度ごとに点検し、国の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第 13 条では、全ての学校に対し、国のいじめ防止基本方針、県や市の基本方針を参考として、「学校いじめ防止基本方針」を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について取組内容等を定めます。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
 - ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。
 - ・ いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- いじめの防止等には地域ぐるみで取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定し、見直します。すとともに、また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組みます。
- 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童・生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考えて議論し、行動できるよう指導・支援に努めます。
- 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒*11 に係るいじめについては、当該児童・生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。

- スクールボランティア*12の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

*11 発達障害を含む障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国にながりのある児童・生徒、性同一障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒など。

*12 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談*13の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。
- 児童・生徒の小さな変化もを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

*13 アンケート調査や教育相談において、児童・生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、該当児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。

(4) **いじめに対するの早期解決のための措置**（法第 22 条及び法第 23 条関係）

- いじめの疑いがあるときや、発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第 22 条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解決に向けた対応や心のケア等の支援を行います。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。
- ~~いじめが解決したと思われた場合も、加害・被害の児童・生徒及びその~~いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対応します。
- ~~これら~~いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「インターネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

(5) **家庭との連携**（法第 17 条関係）

- P T Aとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。

- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組みます。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取り組みます。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会・学校評議員会*14、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校運営協議会・学校評議員会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

*14 学校運営協議会・学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校運営協議会・学校評議員は市教育委員会が任命・依頼委嘱する。

(8) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努めます。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応します。

重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

(例)

- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

- 児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたられて重大事態に至ったという申し立て*15があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

*15 児童・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめ

を受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 地方公共団体の長による再調査等

(1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する「小田原市いじめ問題再調査会」において再調査を実施します。

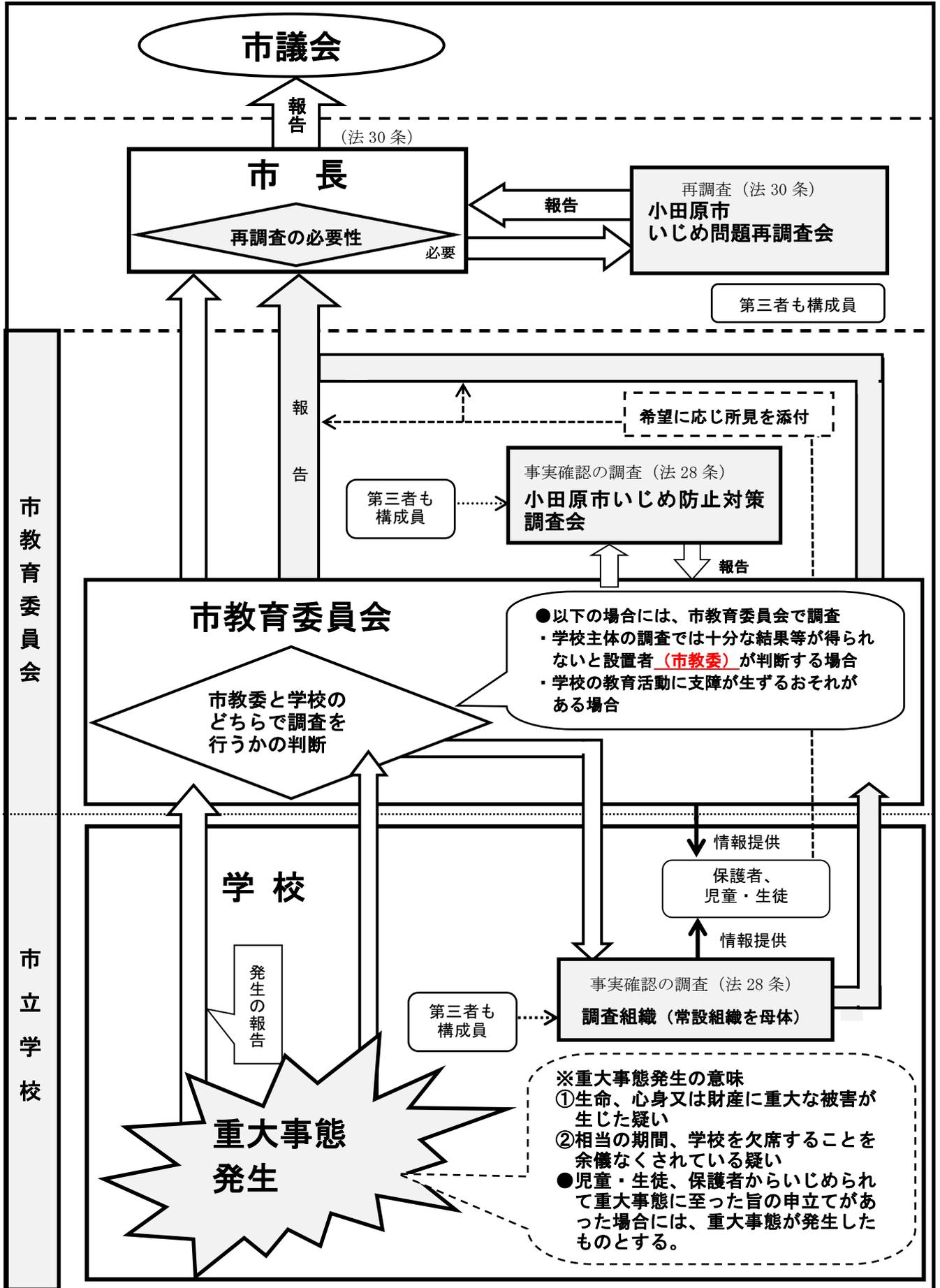
(2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応について



IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

市教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター*16、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成します。

また、対応する事案に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ります。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童・生徒及び保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集

- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

*16 教育相談コーディネーター：各学校で児童生徒への支援に取り組む際に、組織的な課題解決に向けた推進役となる教員のこと。

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

(1) 連絡会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るできるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置します。

(2) 連絡会の構成員

連絡会は、市立小・中学校、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係機関・団体の代表者等で構成します。

(3) 連絡会の役割

連絡会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

(1) 調査会の設置

法第14条第3項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究を行うため、市教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置します。

また、本調査会は法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態に対処するため必要に応じて市長の下に設ける組織とします。の規定により、市立学校で発生したいじめの重大事態の調査を行う際には、必要に応じて本調査会を開設します。

(2) 調査会の構成員

いじめ防止対策調査会は、市立小・中学校、市教育委員会、弁護士、精神科医医師、臨床心理士、学識経験者等で構成する全体会議と、その下に、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置します。この部会は、全体会議の構成員のうち、弁護士、精神科医医師、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

(3) 調査会の役割

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止のための対策のあり方及び対策の実効性を高めるための調査研究
- ・ 市立学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

(1) 再調査会の設置

学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を市長部局に設置します。

(2) 再調査会の構成員

小田原市いじめ問題再調査会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

連絡会意見

No	意見内容	市の考え方
1	改定のポイントの中に、「情報提供や公表」という言葉があるが、今までより手厚くされると思ってよいのか。今後も、更に情報提供をしてほしい。	学校だけで抱え込まない、組織で対応することが大切であり、地域と連携していくことが重要である。今後は、「広報」「意識啓発」に留まらず、「情報提供」は行っていくが、個人情報に関しては、十分に配慮していく必要があると捉えている。
2	P8 (2)2つ目の○について スクールソーシャルワーカーなど、教員ではない人材が位置づいていることは重要である。関西系ではかなり充実されていると聞いているので、小田原市でも更に充実させていただきたい。	スクールソーシャルワーカーについては、県による配置ではあるが、本市には5名が配置されている。今後の取組の参考にさせていただきたい。
3	最近の子どもは、SOSの発信能力が減退しているのではないのか。そのような中、家庭にも注意をはらっていく必要があると思うがいかがか。	SOSを出せない子の思いをキャッチしていくことは重要であると捉えている。本人だけではなく、周囲の子どもたちを育てていくことも必要である。また、懇談会等を活用するなど、家庭の教育力も高めていきたいと考えている。
4	いじめの側をなくすのか、いじめられる側を守るのか、小田原市はどちらに重点をおいているのか。特に、改定のポイントに「配慮が必要な児童・生徒について」とあるが、どちらをさしているのか。	改定のポイントにあるように、まずは、いじめられた子の被害性に着目し、その心に寄り添うことが必要であるとともに、いじめてしまう子への心の寄り添いも重要であると捉えている。「配慮が必要な子」については、基本方針の素案P10・11に記されているように捉えている。